

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証の申請に係る被保険者の負担軽減（回答）

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答 —

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議に諮り、同会議からの「被保険者等から郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の希望があった場合に郵送による申請を認める取扱いは、国民健康保険の被保険者の利便の向上につながる。」等の意見を踏まえて、平成 25 年 8 月 6 日に厚生労働省にあっせんし、27 年 11 月 25 日に同省から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

私は国民健康保険に加入している低所得者であり、医療費の窓口負担額が一定額(高額療養費の自己負担上限額)で済むようにするために必要な限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請のため、毎年役場に出向いている。

しかし、私は、高齢で身寄りもなく、また、入院しているため、役場へ出向くのが大きな負担となっており、手続の改善を図ってほしい。

(注) 本件は、平成 24 年 4 月に静岡行政評価事務所に対して申出があった相談事案である。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 市町村国保において可能と判断する場合には、行政サービスの一環として、被保険者等から郵送による限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請の希望があった際には、本人に身寄りがなく、かつ、病気等により市町村国保の窓口に出頭することが困難である場合に限らず、郵送による申請を認めるよう市町村国保に対して必要な助言を行うこと。
- ② 市町村国保が①に係る措置を講ずる際には、その旨を被保険者等に周知するよう市町村国保に対して必要な助言を行うこと。

（回答要旨）

厚生労働省では、全国国保主管課長会議等の機会を捉えて、以下の事項について、市町村国保に対して助言する予定。

- ① 市町村国保は、保険料収納事務への影響や、事務及び費用の負担が発生することを考慮しつつ、被保険者等の利便性向上の一環として、本人に身寄りがなく、かつ、病気等により市町村国保の窓口に出向くことが困難である場合に限ることなく、郵送による交付申請を、窓口での申請が必要な場合を除いて認めること。
- ② 市町村国保が郵送による交付申請を認める場合、その旨を被保険者等に周知すること。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室 細川、鈴木
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>